

## 令和 2 年版交通安全白書トピックス

はじめに

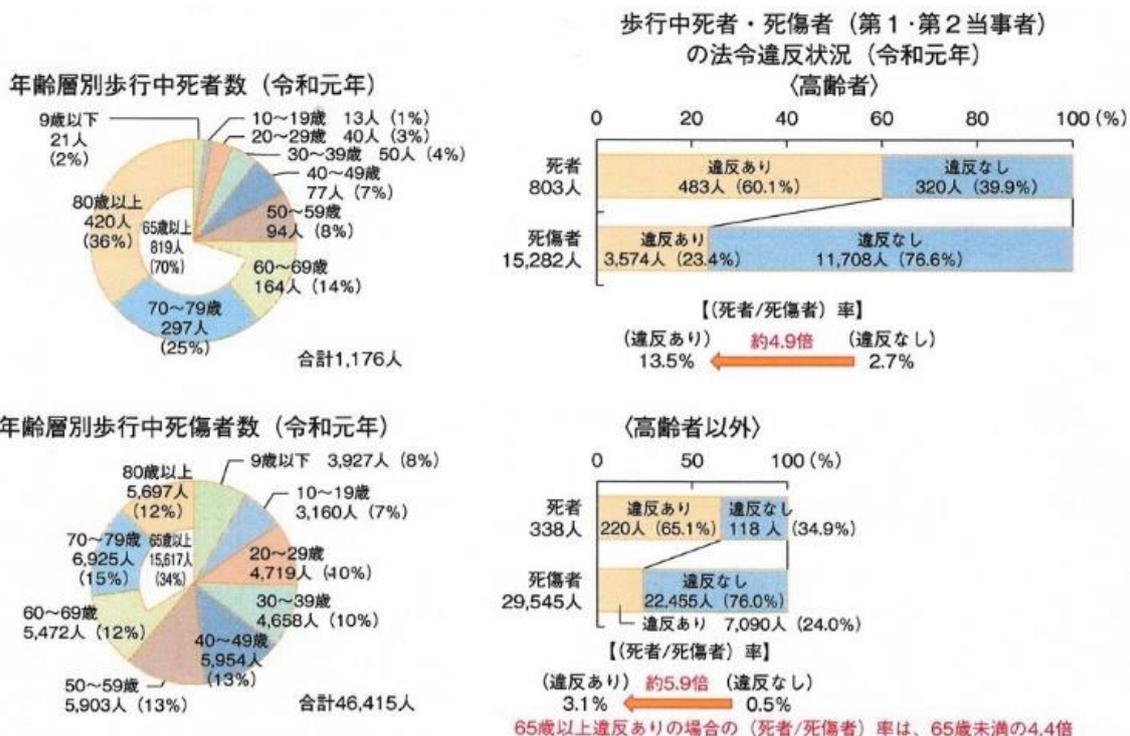
内閣府は、先ごろ令和2年版交通安全白書を発表した。その中のトピックスとして取り上げられたうちの 4 項目について紹介する。図表はすべて同白書の PDF 版から引用した。

### 1. 歩行者の交通安全対策について

令和元年中の歩行中死傷者数と歩行中死者数を年齢層別に見ると、死傷者数は各年齢層に分散しているが、死者数では 65 歳以上の高齢者が約 70% を占めている。

また、法令違反ありの高齢者の歩行中死傷者に占める死者の割合（致死率）は、法令違反なしの割合の約 4.9 倍となっており、法令違反ありの高齢者以外の割合と比較しても約 4.4 倍となっている。

このような状況を踏まえ、高齢者をはじめとした歩行者に対して、交通ルールの遵守や交通安全意識の醸成を促すため、交通事故多発交差点など街頭における啓発・指導やシミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、運転者に対しても横断歩道における歩行者優先をはじめとした歩行者を保護するためのルールを再認識させるなど、歩行者、運転者双方の遵法意識の高揚を図っている。



### 2. 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

近年、自転車の関連事故は年々減少している一方で、自転車対歩行者の事故及び自転車対自転車の事故は、やや増加傾向が見られる。また、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償においては、加害者側に1億円近い、高額な賠償が命じられるケースもある。

このため、**自転車損害賠償責任保険等**(以下「自転車保険等」という)への加入促進を図る必要があることから、**自転車活用推進本部**(本部長:国土交通大臣)では、被害者救済の観点から、**標準条例**(技術的助言)を作成し、各都道府県等に対して通知するなど、**条例による自転車保険等への加入の義務付け**を要請している。

この結果、令和2年4月1日現在、15都府県において保険等への加入を義務とし、11道県において努力義務とする条例が制定されており、今後も、各都道府県と連携した情報提供の強化等により、自転車保険等への加入を促進していくこととしている。

項目	対象者	条例の種類	都道府県	政令市
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ	自転車利用者	義務化	15ヶ所 山形県, 埼玉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 静岡県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 兵庫県, 愛媛県, 福岡県, 鹿児島県	8ヶ所 仙台市, さいたま市, 相模原市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 堺市, 福岡市
	保護者			
	事業者			
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車貸付事業者	努力義務	11ヶ所 北海道, 茨城県, 群馬県, 千葉県, 富山県, 和歌山県, 鳥取県, 徳島県, 高知県, 香川県, 熊本県	2ヶ所 千葉市, 北九州市
	自転車小売事業者			
	事業者			
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	自転車貸付事業者			
	都道府県			
	学校設置者			

地方公共団体の条例の制定状況  
(令和2年4月1日現在)

※赤字は平成31年4月1日以降に公布された自治体

### 3. 運転中の携帯電話使用等対策について(運転中の「ながらスマホ」対策を含む)

近年交通事故件数が減少し、令和元年中の交通事故死者数は3,215人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった平成30年を更に下回っている一方、**運転中の携帯電話使用等に係る交通事故は増加傾向にあった**。平成30年には、携帯電話使用等に起因する交通事故は2,790件発生しており、平成25年と比較すると、約1.4倍に増加した。

このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、令和元年6月、**携帯電話使用等の罰則等を引き上げた改正道路交通法**が公布され、同年12月から施行された。改正内容は次のとおりである。

#### (1) 携帯電話使用等(保持)

携帯電話使用等(保持)には、**運転中に携帯電話等を手に持って通話をすること及び携帯電話等を手に持って画像を注視すること**の二つがあるが、これらの行為をした場合について、

- 罰則は、新たに自由刑として「**6月以下の懲役**」が設けられたほか、罰金は「**5万円以下**」から「**10万円以下**」に
- 反則金は、大型車で7,000円から25,000円に、普通車で6,000円から18,000円に、二輪車で6,000円から15,000円に、原付で5,000円から12,000円に
- 違反点数は、1点から3点に

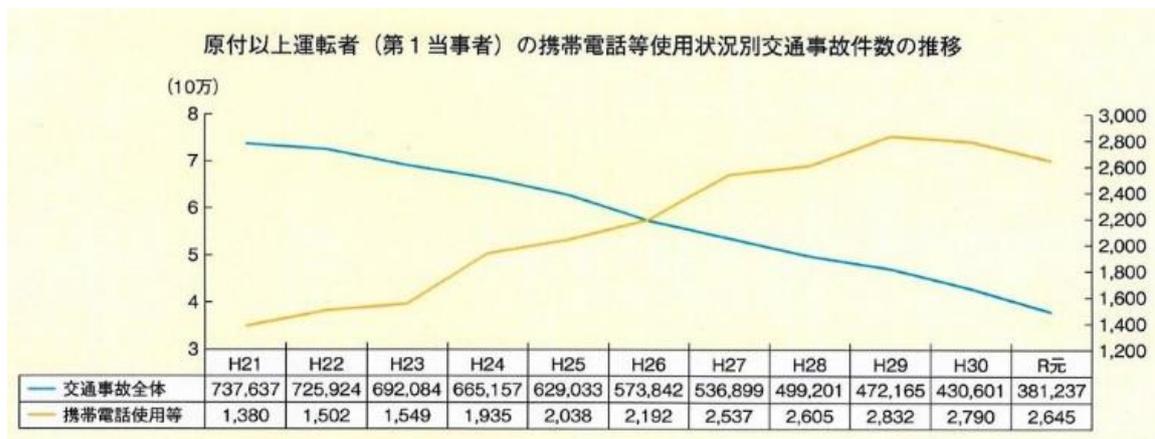
それぞれ引き上げられた。

## (2) 携帯電話使用等(交通の危険)

携帯電話等を保持して通話したり、その画像を注視(保持・非保持問わず)したりすることにより交通事故を起こすなどして、**道路交通に具体的危険を生じさせた場合は、携帯電話使用等(交通の危険)となるが、その場合について、**

- 罰則は、「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に
- 改正前は**交通反則通告制度**の対象であったが、**非反則行為**となり、**刑事手続き**の対象に
- **違反点数**は、2点から6点に引き上げられた。

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る危険な行為であることから、このような運転による交通事故を防止するため、今後も運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進していく。



## 4. 「あおり運転」対策について

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、他の自動車を執拗に追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車を追突させ、停止させられた自動車に乗車していた一家四人を死傷させる悲惨な交通事故が発生した。このようないわゆる「あおり運転」は、**意図的に危険を生じさせる極めて悪質・危険な行為**であり、あらゆる刑罰法令を駆使した厳正な取締りの徹底、迅速かつ積極的な行政処分の実施等の諸施策を推進してきた。

しかしながら、昨年8月には、茨城県内の常磐自動車道上で社会的耳目を集める事件が発生するなど、依然として「あおり運転」が重大な社会問題となっていた。また、これまでの**道路交通法**には「あおり運転」そのものを取り締まるための規定がなく、法定刑や行政処分が十分なものになっていないのではないかと指摘もみられた。

このような情勢に鑑み令和2年6月、第201回国会において、**妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則の創設等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律**が成立し、同年6月30日から施行された。また、本改正と併せて**道路交通法施行令**の一部が改正され、妨害運転に関する基礎点数等が整備された。

これらの改正により、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の一定の違反をしたものについて、**最大で5年の懲役**に処するとともに、**運転免許の取消処分**を課し、悪質・危険な運転者をより効果的に道路交通の場から排除することが可能となった。

新設された罰則等も活用しながら、引き続き、妨害運転に対する厳正な取締りを推進するとともに、妨害運転の抑止を図るため、改正規定の内容や「思いやり、譲り合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの有用性等について、教育や広報啓発に努めていくこととしている。

妨害運転に対する罰則等の概要は以下のとおり。

## 1 妨害運転に対する罰則の創設

### ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で**一定の違反\*1**行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

→ **3年以下**の懲役又は**50万円以下**の罰金

### ② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

→ **5年以下**の懲役又は**100万円以下**の罰金

## 2 妨害運転に対する行政処分の整備

### ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

違反点数 **25点**

→ **運転免許の取消処分**の対象、欠格期間は**2年\*2**

### ② 妨害運転(著しい交通の危険)

違反点数 **35点**

→ **運転免許の取消処分**の対象、欠格期間は**3年\*2**

#### \*1 一定の違反

通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反、高速自動車国道等駐停車違反。

\*2 前歴や累積点数がある場合、①の欠格期間は**最大5年**、②の欠格期間は**最大10年**。

以上